

○国土交通省告示第四百八十四号  
自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令  
第二百八十六号）第二十二條第一項の規定に基づ  
き、損害のてん補額の支払の請求の受理、てん補  
すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支  
払その他自動車損害賠償保障事業の業務のうち損

害のてん補額の決定以外のものを、平成十三年十  
月一日全国トラック交通共済協同組合連合会に委  
託した。

平成十三年十月一日

国土交通大臣 林 寛子